

新型コロナウイルス京都フォーラム

新型インフル特措法に基づく 緊急事態宣言の問題点

大田 直史 京都自治体問題研究所理事長・龍谷大学教授

新型インフル特措法に基づく緊急事態 宣言制度の問題点

はじめに

【1】コロナ第2波—現状

【2】感染拡大防止対策の現状

【3】緊急事態宣言制度の課題

おわりに

はじめに

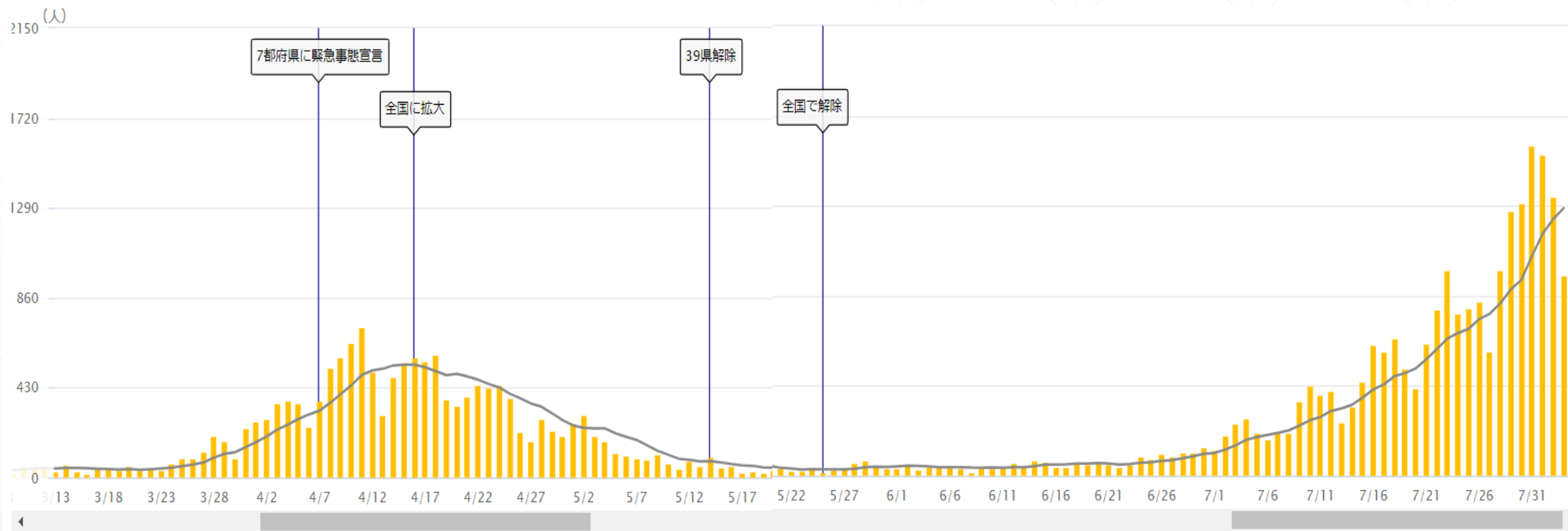
お盆帰省 政府説明ちぐはぐ

- ・西村経済再生相：「慎重に」
- ・菅官房長官：「一律に控えて、ではない」

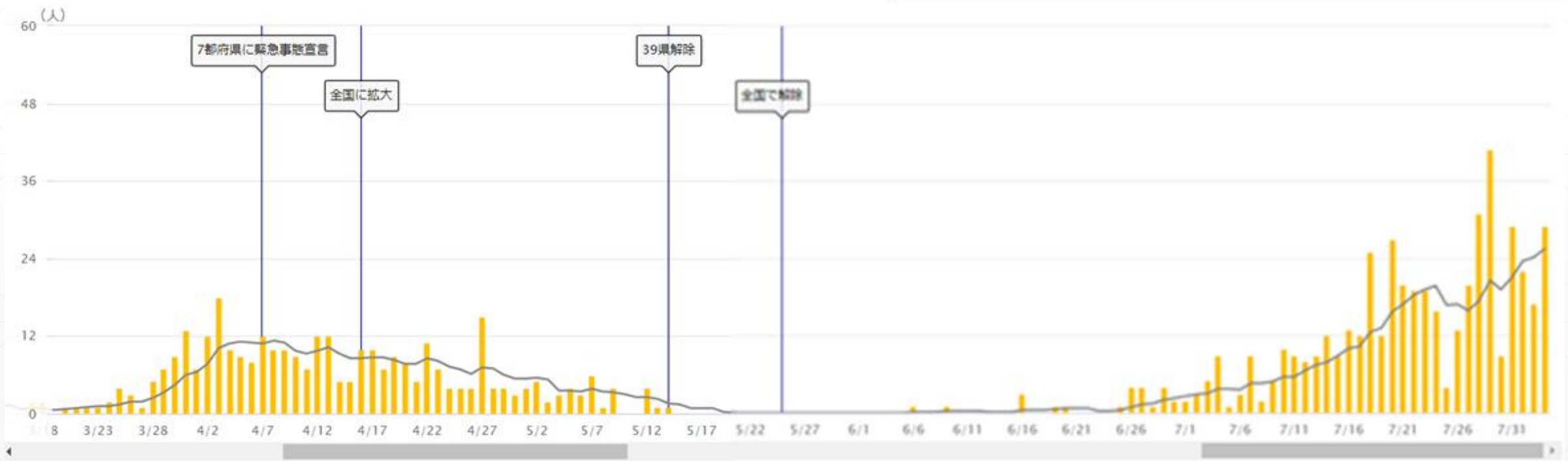
～GO TOキャンペーンとの整合性が
知事 慎重対応求める声次々
(朝日朝刊2020年08月04日)

【1】コロナ第2波—現状

(1) 全国の感染者数の推移



(2) 京都の感染者状況の推移



[全国] 8月3日 960人の感染者
7月末から1000人超が4日間
7月30日の感染者数1301人が最高

[東京] 8月3日853人
1日の感染者数200人超の日が7日間連続
1週間の平均370人程度

[京都] 第1波4月8日の1日18人が最高
7月29日 41人

1週間の平均感染者数は24.3人

【2】感染拡大防止対策の現状

(1) 国

- ・緊急事態宣言をなぜ出さないか説明せず
 - ・8月1日 感染状況を4段階で
 - ①「感染ゼロ散発」、②「感染漸増」、③「感染急増」、④「感染爆発」で分類：感染者数や医療提供体制への負荷などをもとに指標
- どの段階にあたるかを都道府県などが自ら判断できるようにする

(2) 地方自治体独自の「緊急事態宣言」 「自粛要請」

- ・千葉県 7月10日、27日、30日 特別措置法24条9項に基づく協力要請
- ・愛知県 7月29日「厳重警戒」、8月2日営業時間短縮・休業要請 根拠不明
- ・東京都 7月30日酒を提供する飲食店・カラオケ店に対して営業時間短縮と協力金支給20万円
- ・沖縄県7月31日「緊急事態宣言」 新型インフルエンザ対策特別措置法24条9項に基づく協力要請
- ・岐阜県 8月3日「緊急事態宣言」
- ・三重県 8月3日「緊急事態宣言」特別措置法24条9項に基づく協力要請

(3) 東京都医師会の提案

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて国が**金銭的な補償を伴う休業要請**を行い、応じない場合は**罰則を適用**できるよう、新型コロナ対応の特別措置法の改正を政府に求めていく

感染が集中している地域向けの施策として、

- (1) 休業補償を伴う強制力のある休業要請を地域限定で1-4日間ほど行う
- (2) その地域で集中的にPCR検査を実施し、無症状者も含めた感染者の洗い出しを徹底する——ことなどを提言した。

【3】緊急事態宣言制度の課題

(1) 要件の抽象性

新型インフル特措法32条

「新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により**国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるもの**として政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるとき」

→ 何を考慮して、どのような手続を経て「緊急事態宣言」を行ったかが重要

現行法：「国会に報告」のみ規定 →

- ①少なくとも「宣言」後に国会の承認
- ②専門家会議の位置づけの明確化 → 専門家が示した選択肢についてどうリスク等を取ったのか、を明確に示し政治の責任を明確にする
- ③どんな事情を宣言に際して考慮したのかを明確に示す（政治の責任の明確化） ex/オリンピックの開催

(2) 「補償」の法定

- ・自粛要請に任意に従って生じる営業利益の喪失

→ 損失補償× 賠償× but ダメージは大

- ・営業利益の喪失を填補する金銭給付は「政策的」給付を明確にすることが重要

おわりに

PCR感染検査拡大こそ感染防止と経済の両立を保障